

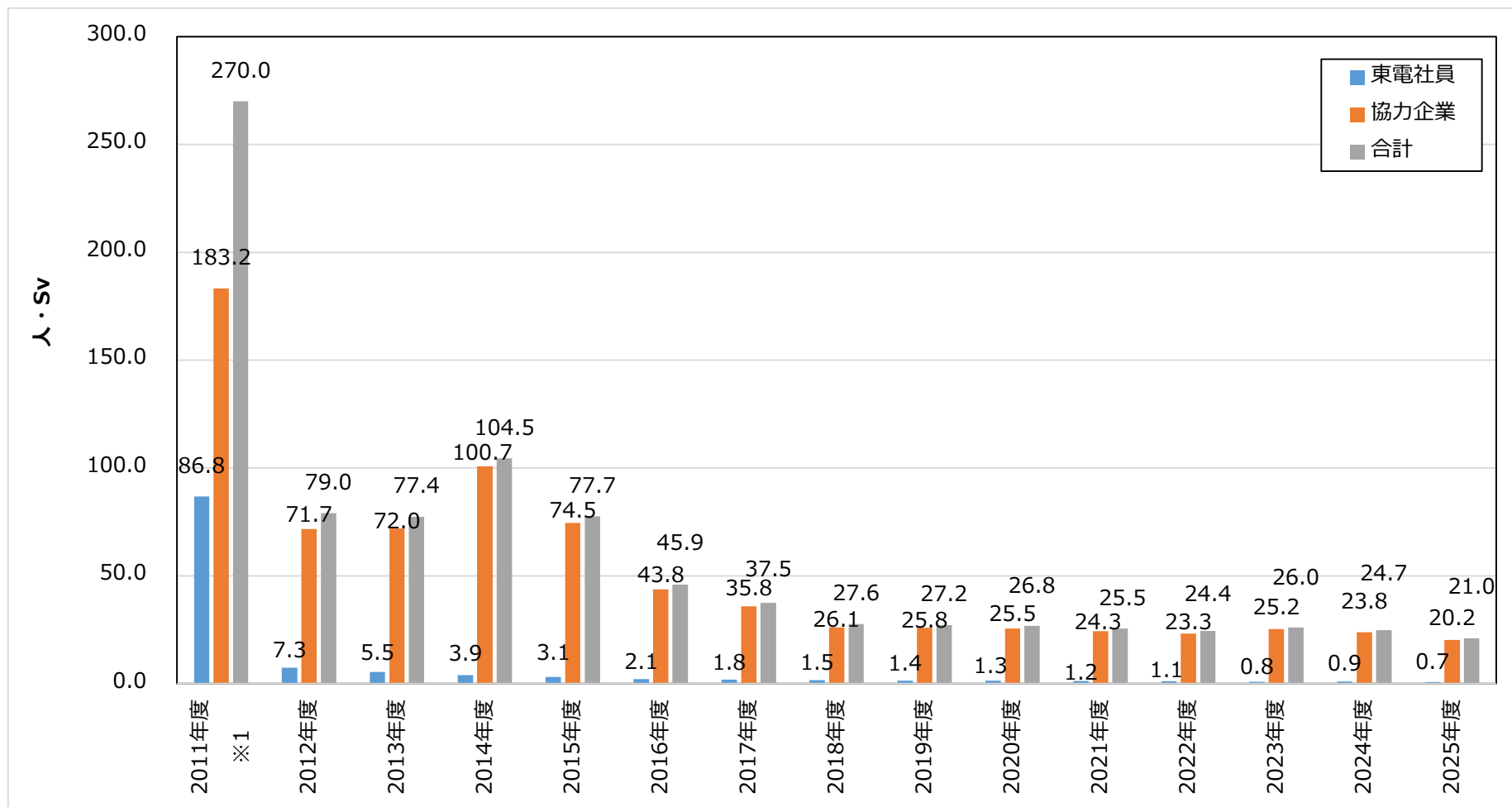
福島第一原子力発電所 従事者の被ばく線量全体概況について

2026年 6月 3日

東京電力ホールディングス株式会社

①発災以降の年度別外部被ばく線量の低減状況（総実効線量）

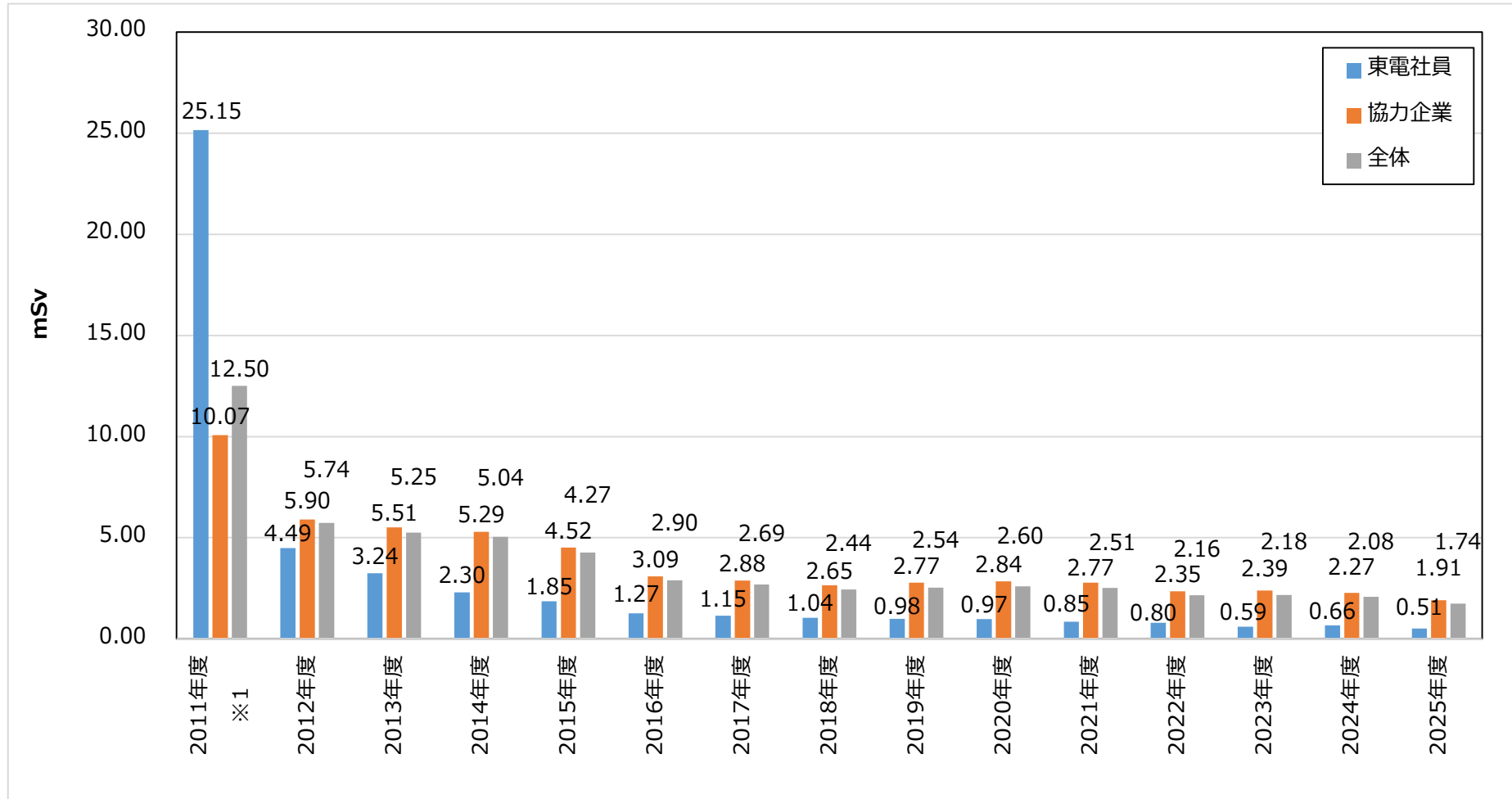
■ 前年度と比較して同程度となっている。



※1：2011年度は2011年3月を含む

②発災以降の年度別外部被ばく線量の低減状況（平均線量）

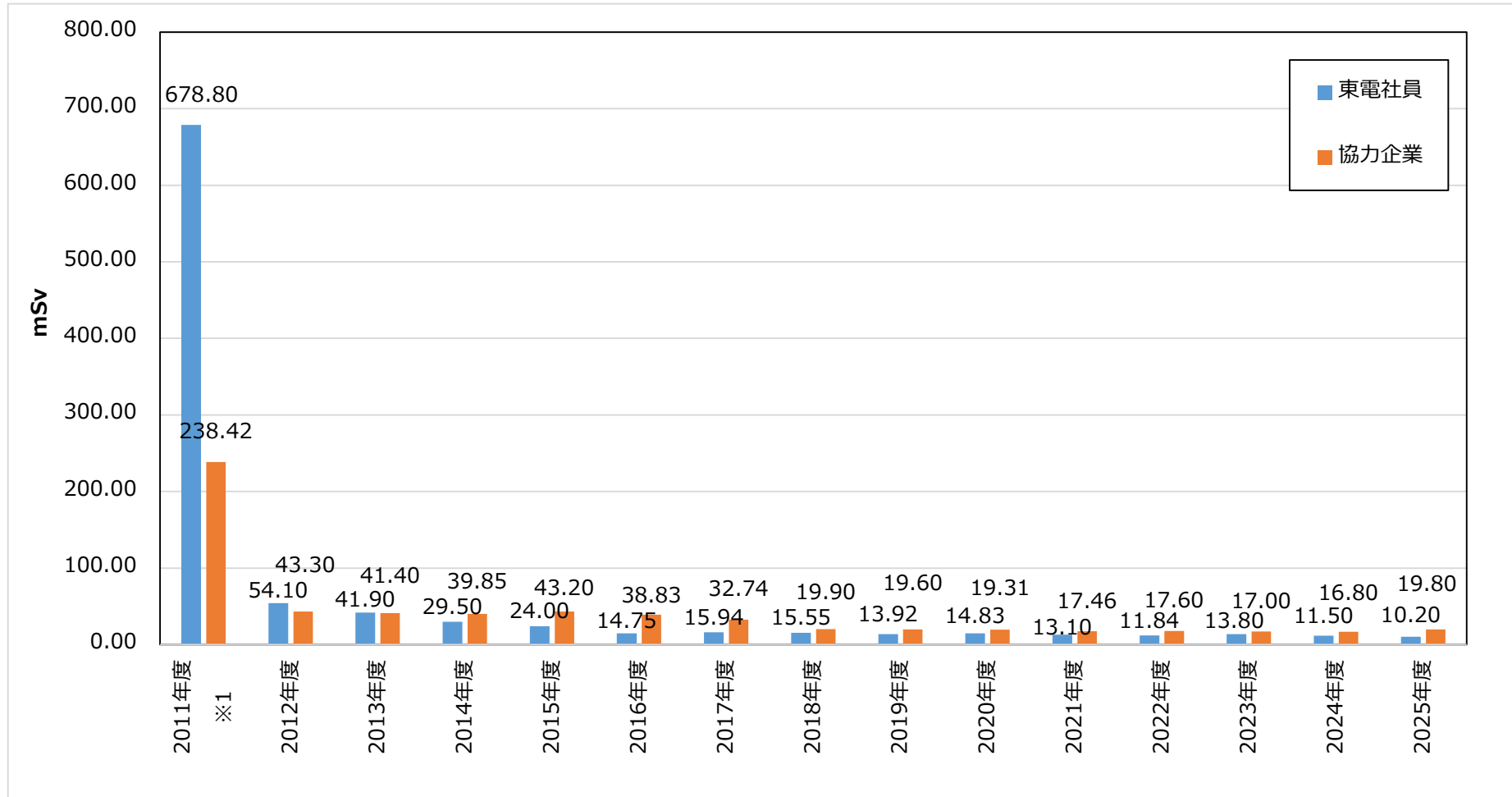
■ 前年度と比較して同程度となっている。



※1：2011年度は2011年3月を含む

③発災以降の年度別外部被ばく線量の低減状況（最大線量）

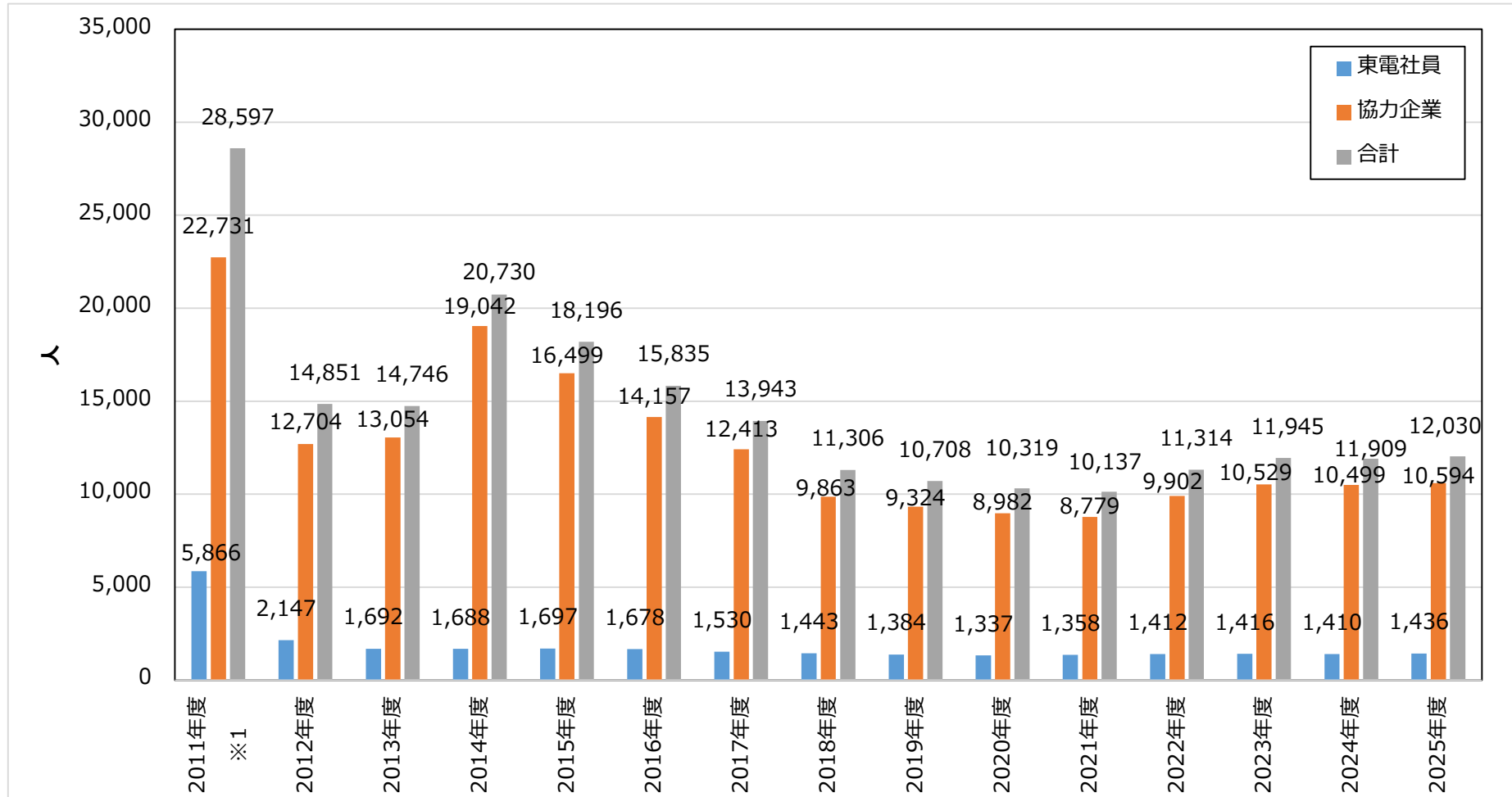
■ 20mSv/年を上限値とした管理を継続実施している。



※1：2011年度は2011年3月を含む

④発災以降の年度別放射線業務従事者数

■ 前年度と比較して同程度の作業者が従事中である。



※1：2011年度は2011年3月を含む

⑤放射線業務従事者の累積外部被ばく線量 2025年度

区分(mSv)	2025.4月～2026.3月		
	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0
10超え～20以下	1	634	635
5超え～10以下	36	842	878
1超え～5以下	127	2,015	2,142
1以下	1,272	7,103	8,375
計	1,436	10,594	12,030
最大(mSv)	10.20	19.80	19.80
平均(mSv)	0.51	1.91	1.74

○2025年度（2025.4月～2026.3月）に作業実績のある12,030人のうち

12,030人（100%）は50mSv以下

12,030人（100%）は20mSv以下

10,517人（87.4%）は5mSv以下

○全ての作業者について被ばく線量は、50mSv/年および100mSv/5年の線量限度を超えないよう、20mSv/年を上限値として管理をしている。

○2011.10月以降、有意な内部取り込みは認められていない。

⑥2021年4月1日を始期とする5年間の累積外部被ばく線量

区分(mSv)	2021.4月～2026.3月		
	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0
75超え～100以下	0	4	4
50超え～75以下	0	216	216
20超え～50以下	43	1,641	1,684
10超え～20以下	94	2,156	2,250
5超え～10以下	139	1,900	2,039
1超え～5以下	412	3,047	3,459
1以下	1,412	10,386	11,798
計	2,100	19,350	21,450
最大(mSv)	45.02	77.77	77.77
平均(mSv)	2.28	6.04	5.67

○2021.4～2026.3に作業実績のある
21,450人のうち

2,1450人 (100%) は100mSv以下

21,230人 (99.0%) は50mSv以下

19,546人 (91.1%) は20mSv以下

○全ての作業者の被ばく線量については、
100mSv/5年の線量限度を超えないよう、
80mSv/5年を上限値として管理をしている。
(詳細は次スライドを参照)

○2021年度～2025年度までの5年累積線量に
ついては、左表の通り当社で定める上限値
80mSv/5年を超過する者は0名であった。

○2026年度～2030年度の5年間についても、
引き続き上記上限値を満足すべく、まずは単
年度の被ばく線量を適切に管理していく。

⑦5年間の累積外部被ばく線量等について

■ 5年累積線量について

5年累積線量は、以下のように定められている。

電離放射線障害防止規則

第二章 管理区域並びに線量の限度及び測定

第四条 放射線業務従事者の被ばく限度

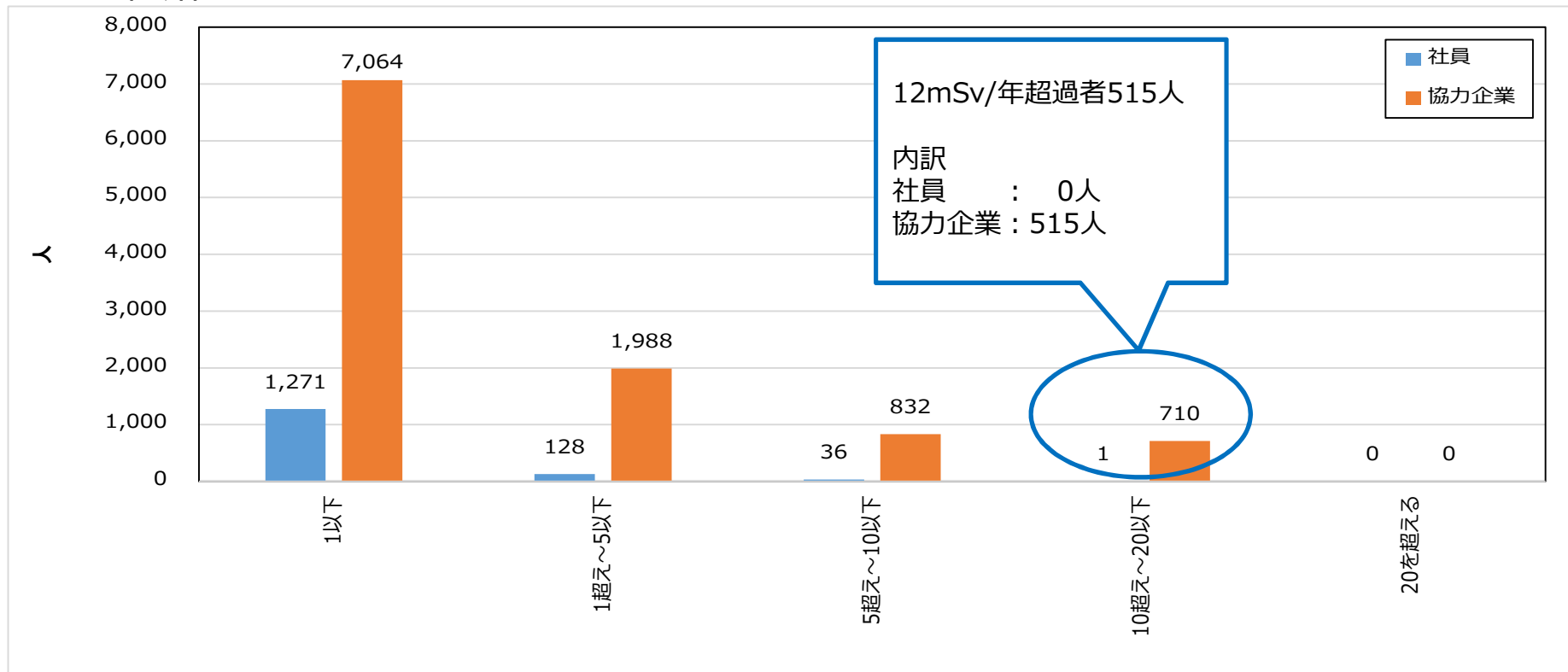
事業者は、管理区域内において放射線業務に従事する労働者（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける実効線量が5年間につき100ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

なお、上記における5年間は厚生労働省労働基準局が発出した「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施工等について（基発第253号）」により、

『5年間とは、**事業者が事業場ごとに定める日を始期とする5年間**として差し支えないこと。』とされている。

⑧眼の水晶体 累積等価線量分布（2025年度）

- 2025年度における眼の水晶体の最大線量は、17.30mSv。
- 全ての作業者について50mSv/年および100mSv/5年の線量限度を超えないよう、20mSv/年を上限値として管理をしている。
- 眼の水晶体の等価線量が12mSv/年を超える作業を計画した段階、または超えたことが確認された段階で、眼の水晶体の等価線量測定（眼の水晶体近傍（又は頭頸部））を開始している。



⑨2021年4月1日を始期とする眼の水晶体5年間の累積等価線量分布

- 2021年4月1日を始期とする眼の水晶体5年間累積等価線量の最大線量は、78.60mSv。
- 全ての作業者の眼の水晶体の等価線量については、100mSv/5年の線量限度を超えないよう、発電所では80mSv/5年の管理をしている。

